

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【公表番号】特表2005-512883(P2005-512883A)

【公表日】平成17年5月12日(2005.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2005-018

【出願番号】特願2003-554507(P2003-554507)

【国際特許分類】

B 6 3 B 35/44 (2006.01)

【F I】

B 6 3 B 35/44 C

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月1日(2005.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1又は複数のデッキを備えた海上施設であって、該デッキ上には、

(a)再ガス化施設と、

(b)液化ガスを運搬する船舶を係留するための単一点係留手段と、

(c)前記液化ガスを前記再ガス化施設へ荷降ろしするための手段と、

(d)前記再ガス化施設からガス輸送パイプラインへガスを輸送するための手段と、

が配置され、

それにより、前記単一点係留手段及び前記液化ガスを荷降ろしするための前記手段は、前記船舶と前記海上施設との間を回動するようにしてある、ことを特徴とする海上施設。

【請求項2】

方法であって、

(a)液化ガスを運搬する船舶を1又は複数のデッキを備えた海上施設に係留する段階であって、該デッキ上には、(i)再ガス化施設と、(ii)液化ガスを運搬する船舶を係留するための単一点係留手段と、(iii)前記液化ガスを前記再ガス化施設へ荷降ろしするための手段と、(iv)前記再ガス化施設からガス輸送パイプラインガスを輸送するための手段とが、配置されているような上記係留手段とを有し、

それにより、前記単一点係留手段及び前記液化ガスを荷降ろしするための前記手段は、前記船舶と前記海上施設との間を回動するようにしてあり、

(b)前記液化ガスを前記再ガス化施設へ荷降ろしする段階と、

(c)前記再ガス化施設から前記ガス輸送パイプラインへガスを輸送する段階と、
を備えていることを特長とする方法。

【請求項3】

前記単一点係留手段は、単一点係留結合部を有する請求項1に記載の海上施設。

【請求項4】

液化ガスを荷降ろしするための前記手段は、前記液化ガスを前記再ガス化施設のなかに荷降ろしするための流体輸送導管を有する荷役輸送結合部を有する請求項1に記載の海上施設。

【請求項5】

ガスを輸送するための前記手段は、ライザーとサブシーラインとからなる群から選択さ

れた装置を有する、請求項 1 に記載の海上施設。

【請求項 6】

前記流体輸送手段は、ホース、可撓性パイプ、関節型パイプ、及びそれらの組合せから選択される請求項 4 に記載の海上施設。

【請求項 7】

前記荷役輸送結合部は、回動スイベル結合部を有する、請求項 4 に記載の海上施設。

【請求項 8】

前記荷輸送結合部は、複数の回動スイベル結合部を有する、請求項 7 に記載の海上施設。

【請求項 9】

前記流体輸送導管は、ブーム上で支持される、請求項 4 に記載の海上施設。

【請求項 10】

前記ブームは、回動構造組立体上で支持される、請求項 9 に記載の海上施設。

【請求項 11】

前記導管は、前記海上施設上に設置される流体スイベルを有する、請求項 10 に記載の海上施設。

【請求項 12】

前記単一点係留手段は、前記回動構造組立体上に支持され、それにより前記単一係留手段及び前記荷役輸送結合部の両方の回動を可能にする、請求項 11 に記載の海上施設。

【請求項 13】

前記海上施設は、上部と基部とを有し、前記基部は、鋼製フレームジャケット、鋼製ケイソン、コンクリート G B S 及びコンクリートケイソンとからなる群から選択される、請求項 4 に記載の海上施設。

【請求項 14】

前記再ガス化施設は、前記荷役輸送結合部に直ぐ隣接する請求項 4 に記載の海上施設。

【請求項 15】

前記海上施設は、固定構造物である請求項 4 に記載の海上施設。